

富山県公安委員会委員長 金井 豊

富山県公安委員会規則第3号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う富山県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う富山県道路交通法施行細則の規定の読替え等に関する規則（平成14年富山県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のとおり改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第18条第1項	法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、安全運転管理者	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。）第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者
	届出書（様式第12号。以下この章において「届出書」という。）2通を自動車の使用の本拠地を管轄する警察署長（以下この章において「所轄警察署長」という。）	運転代行業法第5条第1項の申請書（以下この章において「申請書」という。）は、運転代行業法第2条第1項に規定する自動車運転代行業の主たる営業所を管轄する警察署長（以下この章において「所轄警察署長」という。）
第18条第2項	法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、副安全運転管理者	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者
	届出書（様式第13号。以下この章において「届出書」という。）2通	運転代行業法第5条第1項の申請書
第18条第3項	届出書	申請書
第18条第4項	届出	申請

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 対象となる特定計量器

- (1) 非自動はかり、分銅及びおもり
- (2) 皮革面積計

2 検査を行う区域

氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市

3 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和6年 6月12日(水)	午前10:30～午前11:30	南砺市上平細島 879番地 南砺市上平市民センター
同上	午後1:00～午後2:30	南砺市下梨2240番地 南砺市平市民センター
6月13日(木)	午前10:30～午後2:30	南砺市利賀村 171番地 南砺市利賀市民センター
6月14日(金)	午前10:30～午後3:00	南砺市城端1046番地 南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座
6月19日(水)	午前10:30～午後3:00	南砺市井波 520番地 南砺市井波市民センター
6月20日(木)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野市民センター南側駐車場
6月21日(金)	午前10:30～午後3:00	南砺市苗島4880番地 南砺市福野市民センター南側駐車場
6月25日(火)	午前10:00～午後3:00	南砺市高宮1248番地 農事組合法人富山干柿出荷組合連合 会集荷場

6月26日(水)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
6月27日(木)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
6月28日(金)	午前10:30~午後3:00	南砺市荒木1550番地 南砺市役所別館
7月3日(水)	午前10:30~正午	氷見市飯久保168番地 氷見市十三公民館
同上	午後1:30~午後3:00	氷見市万尾 485番地 氷見市立十二町小学校
7月4日(木)	午前10:30~午後3:00	氷見市加納 135番地 氷見市立北部中学校
7月5日(金)	午前10:30~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
7月9日(火)	午前10:30~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館
7月10日(水)	午前10:30~午後3:00	氷見市柳田3223番地 氷見市立西條中学校
7月11日(木)	午前10:30~午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
7月12日(金)	午前10:30~午後3:00	氷見市阿尾1015番地 氷見市阿尾公民館
7月17日(水)	午前10:30~午後3:00	氷見市本町4番9号 氷見市教育文化センター
7月18日(木)	午前10:30~午後3:00	氷見市中央町12番21号 氷見市いきいき元気館

7月19日(金)	午前10:00～正午	砺波市安川1616番地 砺波市社会福祉庄東センター
同上	午後1:30～午後3:00	砺波市庄川町青島401番地 砺波市役所庄川支所
7月23日(火)	午前10:30～午後3:00	砺波市矢木24番地 砺波市庄下農村振興会館
7月25日(木)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
7月26日(金)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
7月30日(火)	午前10:00～午後3:00	砺波市栄町717番地 砺波まなび交流館
10月3日(木)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月8日(火)	午前10:00～午後3:00	小矢部市城山町1番1号 小矢部市民体育館
10月9日(水)	午前10:00～午後3:00	小矢部市鷺島38番地1 小矢部市農村環境改善センター
10月10日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市二口1081番地 射水市子ども子育て総合支援センター
10月11日(金)	午前10:00～午後3:00	射水市小島703番地 射水市役所大島分庁舎
10月16日(水)	午前10:00～午後3:00	射水市黒河712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館
10月17日(木)	午前10:00～午後3:00	射水市黒河712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館

10月18日（金）	午前10：00～午後3：00	射水市黒河 712番地 ビルト・プレイズ歌の森体育館
10月22日（火）	午前10：00～正午	射水市射水町一丁目17番地1 射水市堀岡コミュニティセンター
同上	午後1：30～午後3：00	射水市海老江1082番地 射水市海老江コミュニティセンター
10月23日（水）	午前10：00～午後3：00	射水市中新湊23番10号 射水市立放生津小学校
10月24日（木）	午前10：00～正午	射水市作道 908番地 射水市作道コミュニティセンター
10月25日（金）	午前10：00～午後3：00	射水市本町一丁目12番24号 射水市新湊コミュニティセンター
10月29日（火）	午前10：00～午後3：00	射水市本町一丁目12番24号 射水市新湊コミュニティセンター
令和6年4月30日（火）から同年12月27日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）	午前9：00～午後4：00	富山市新庄町39番地の6 富山県計量検定所

4 特定計量器の所在の場所において実施する定期検査

対象となる特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、令和6年4月30日（火）から同年12月27日（金）までの間において別に定める期日に実施する。

富山県告示第124号

指定障害児通所支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により公示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

支援の種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和6年3月31日	1650600065	一般社団法人富山型デイサービスまたこられ～	滑川市横道3418番地	富山型デイサービスまたこられ～	滑川市横道3418番地

富山県告示第125号

富山県療育手帳交付要綱の一部改正について

富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

様式第2号（第3条関係）を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

療育手帳交付申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の交付を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第3条第1項の規定により申請いたします。

本人	個人番号																				生年月日	年 月 日		
	氏名																							
	住所	(電話)																						
保護者	氏名																		生年月日	年 月 日		続柄		
	住所	(電話)																						
参考事項	1 現在までに児童相談所又は障害者相談センター等で診断判定を受けましたか。 <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> </table> はいの場合 { 相談所等の名称 相談年月 }																				はい	いいえ		
	はい	いいえ																						
2 施設等に入所していますか。 <table style="margin-left: 100px;"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> </table> はいの場合 (施設等の名称)																				はい	いいえ			
はい	いいえ																							
(注)この欄は、「はい」「いいえ」のどちらかに○印を付してください。																								
※ 判 定 の 記 録																								
障害の程度	(総合判定)		合併障害 (身体障害 級)	判定年月日																				
				次の判定年月																				
				判定機関																				

- (注意事項)
- 申請者氏名は、手帳の交付を受けようとする本人又は保護者及び施設入所者の場合施設長の氏名を記入してください。
 - 本人及び保護者の氏名、住所には必ずふりがなを付してください。
 - ※印の欄は記入しないでください。

様式第3号（第3条関係）を次のように改める。

様式第3号（第3条関係）

療育手帳処理台帳

整理番号	個人番号 本人氏名 (生年月日 歳)	住所	受付年月日	進達年月日	受理年月日	処理経過	県における 審査結果	手帳番号
	保護者氏名 (本人との続柄)							交付年月日
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				

様式第4号（第6条、第8条関係）を次のように改める。

様式第4号（第6条、第8条関係）

療育手帳更新(再交付)申請書

年 月 日

富山県知事 殿

申請者 氏 名

療育手帳の再判定(再交付)を受けたいので、富山県療育手帳交付要綱第6条第3項（第8条）の規定により申請いたします。

本人	個人番号																				生年月日	年 月 日		
	氏名																							
	住所	(電話)																						
保護者	氏名																		生年月日	年 月 日		続柄		
	住所	(電話)																						
再判定	(旧手帳番号) 富山県 第 号																		備考					
	(交付年月日) 年 月 日																							
再交付	(旧手帳番号) 富山県 第 号																		理由	1 紛失 2 破 損 3 汚損 4 記載欄余白なし				
	(交付年月日) 年 月 日																							
※ 判 定 の 記 録																								
障害の程度	(総合判定)		合併障害	(身体障害 級)																	判定年月日			
																	次の判定年月							
																	判定機関							

(注意事項)

- 1 申請者氏名は手帳の交付を受けようとする本人又は保護者の氏名を記入してください。(ただし、施設入所者の再判定申請は、施設長でもよい。)
- 2 本人及び保護者の氏名、住所には、必ずふりがなを付してください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。
- 4 再判定申請時には、交付済みの手帳を添えてください。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の富山県療育手帳交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

富山県告示第126号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

- なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	富山市朝日24番地先から 富山市朝日 117番2地先 まで	変更前		最大 46.0 最小 11.9	31.4	富山土木 センター
		変更後		最大 46.0 最小 23.9	31.4	
県道 富山立山公園 線	富山市朝日 118番から 中新川郡立山町利田 303 番まで	変更前		最大 13.5 最小 11.9	764.5	富山土木 センター 立山土木 事務所
	富山市朝日 115番から 中新川郡立山町利田 303 番まで	変更後		最大 26.8 最小 23.8	764.5	

富山県告示第127号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月22日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山立山公園 線	富山市朝日24番地先から 富山市朝日 117番2地先まで	令和6年3月24日	富山土木 センター
県道 富山環状線	富山市太田南町 198番から 富山市本郷町字万年割45番5まで	令和6年3月22日	富山土木 センター
県道 三室荒屋富山 線	富山市本郷町字万年割11番1から 富山市本郷町字万年割22番6地先ま で	令和6年3月22日	富山土木 センター
県道 富山立山公園 線	富山市朝日 115番から 中新川郡立山町利田 303番まで	令和6年3月24日	富山土木 センター 立山土木 事務所

富山県告示第128号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
高岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
高岡公共下水道（高岡処理区・伏木処理区）
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし
- 4 事業施行期間
昭和24年9月2日から
令和8年3月31日まで

富山県告示第129号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 施行者の名称
富山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
富山高岡広域都市計画下水道事業
富山公共下水道
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和27年4月1日から

令和8年3月31日まで

富山県告示第130号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山南都市計画下水道事業

富山公共下水道

3 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

4 事業施行期間

昭和55年3月6日から

令和8年3月31日まで

富山県告示第131号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

5・6・205号 呉羽山公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

4 事業施行期間

昭和36年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第132号

都市計画事業の事業計画の変更認可について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 施行者の名称

富山市

2 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画公園事業

5・7・201号 城山公園

3 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

4 事業施行期間

昭和42年3月31日から令和9年3月31日まで

富山県告示第133号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営薄波地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営薄波地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月22日から

令和6年4月19日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の

翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第134号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営石黒東部地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営石黒東部地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和6年3月22日から

令和6年4月19日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第135号

土地改良区の定款変更の認可について

常願寺川沿岸用水土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年3月14日認可した。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県告示第136号

救急病院の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

名称	所在地	開設者	認定有効期間
黒部市民病院	黒部市三日市1108番地1	黒部市	自 令和6年3月31日 至 令和9年3月30日
真生会富山病院	射水市下若89番地10号	医療法人真生会	自 令和6年5月1日 至 令和9年4月30日

富山県公安委員会告示第21号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和6年3月22日から施行する。

令和6年3月22日

富山県公安委員会

委員長 金 井 豊

定め、公布する。

令和6年3月22日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

富山県公安委員会規程第1号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の項中第2号を次のように改める。

2 第5条第1項の規定による認定申請書の受理、同条第2項の規定による認定の通知及び同条第3項の規定による警備業の欠格事由に該当することの通知

別表警備業法（昭和47年法律第117号）の項第3号中「認定証」を「認定」に改め、同項第7号中「返納認定証及び」を「死亡等の」に改める。

別表警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

別表探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の項第1号中「第4条第3項の規定に基づく同条第1項」を「第4条第1項」に改め、「及び探偵業届出証明書の交付」を削り、同項第2号中「第4条第3項の規定に基づく同条第2項」を「第4条第2項」に改め、同項第3号中「第4条第3項の規定に基づく同条第2項」を「第4条第2項」に、「及び探偵業変更届出証明書の交付」を削る。

別表探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）の項を削る。

別表災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）の項第2号中「第2項」を「第3項」に、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改める。

別表大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）の項第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の項中第2号を次のように改める。

2 第5条第1項の規定による認定申請書の受理、同条第2項の規定による認定の通知、同条第3項の規定による認定の拒否及び認定拒否の通知並びに同条第

4項の規定による国土交通大臣との協議

別表自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の項第5号中「返納認定証」を「廃業等届出書」に改める。

別表原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令195号）の項第2号中「第2項」を「第3項」に、「緊急輸送車両」を「緊急通行車両」に改める。

別表武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）の項第2号中「第2項」を「第3項」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和6年3月22日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

富山県公安委員会規程第2号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部を改正する規程

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程（平成25年富山県公安委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

別記様式中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和6年3月22日

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加することができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。
- (2) 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (3) 富山県における令和5・令和6年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAの者として掲載されており、かつ、建築一式工事に係る総合数値が1,100点以上の者として掲載されていること。
- (4) 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札参加資格確認書（様式第2号）

- (2) 申請書等の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期間

令和6年3月25日（月）から同年4月3日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

(4) 提出場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号
富山県立中央病院経営管理課管財係

(5) 提出方法

書類の提出は、持参し、又は郵送する（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。提出期間の締切日までに必着）方法により行うものとする。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和6年3月22日（金）から同年4月17日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和6年4月4日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和6年4月5日（金）から同年4月9日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和6年4月16日（火）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格がある旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和6年4月5日（金）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和6年4月5日（金）から同年4月17日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

(5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

(1) 入札の日時 令和6年4月23日（火）午後1時30分

(2) 入札の場所

〒930-8550 富山市西長江二丁目2番78号

富山県立中央病院外来診療棟5階51会議室

9 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。

(2) 工事費内訳書の様式は、7の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。

(3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

(4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札

(2) その他入札心得(予定価格事前公表試行工事)第6条各号のいずれかに該当する入札

(3) 2の柱書のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
 - (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
 - (4) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
 - (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計図書等に関する質問等の内容を確認すること。
 - (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）に問い合わせること。
-

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

- 1 工事名 富山県立中央病院中央病棟A北病棟改修工事 (3F・7F)
- 2 履行期限 令和6年10月31日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所

役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号 (連絡先名称)

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第2号)

入札参加資格確認書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院中央病棟A北病棟改修工事（3F・7F）

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における令和5・令和6年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、建築一式工事の等級がAの者として登載されており、かつ、建築一式工事に係る総合数値が1,100点以上の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年3月22日

富山県知事 新田 八朗

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
富山県立中央病院清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
アルコット株式会社 富山市二口町三丁目5番地の5
- 5 落札金額
322,845,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年1月22日
- 8 その他必要な事項
令和6・7年度の長期継続契約

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和6年3月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク 北陸小矢部 小矢部市西中野字鷲場1-1 ほか

2 店舗を設置する者 三井不動産株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の設置者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 代表
取締役 菰田 正信

(変更後) 三井不動産株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 代表
取締役 植田 俊

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては代表者の氏名

(変更前) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 代表取締役 笹野 和泉
東京都中央区銀座五丁目5番4号 ほか

(変更後) ジョルジオアルマーニジャパン株式会社 代表取締役 笹野 和泉
東京都中央区銀座五丁目5番4号 ほか

4 変更の日 令和5年4月3日 ほか

5 変更の理由

(1)代表者氏名変更のため (2)小売業者が変更したため ほか

6 届出の日 令和6年2月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和6年3月22日から令和6年7月22日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ

る。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
 - (2) (1)の事項の公表の可否
 - (3) 当該店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見及びその理由
-

